

リード相談室 規約

<目的>リード学習相談室は、自閉症および広範性発達障害の児童を対象に個人のニーズにあった治療教育を提供することを目的とします。

第1条（会員資格）

リード学習相談室に入会申し込みをし、相談室の承認を得た上、第2条規定の入会金を納められた御家族を会員として登録いたします。

第2条（入会金）

入会希望の御家族は、入会に際し、以下の費用を納めなければなりません。

（1人12,000円、2人目は6,000円）とします。

第3条（会費の取り扱い）

入会に際し、一旦収納された入会金・月謝・検査費・教材費・プリント料はいかなる場合でも返済いたしません。

第4条（会員資格期間）

会員の有効期間は、入金時より会員資格を喪失するまで特に期間を定めないものとする。

第5条（会員除名）

リード学習相談室は、会員で次の各項に該当する時は、除名することができる。

- 1、リード学習相談室規約に違反した時。
- 2、リード学習相談室の名誉・信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
- 3、月謝およびその他の費用の支払いを滞納し、期限を定めた催促にも応じない場合。

第6条（会員資格の喪失）

- 1、会員本人の都合に脱会の申し出があった時。
- 2、本規約第5条に該当する場合。

第7条（月謝・検査費・面談費・教材費・プリント料）

個別指導費および集団指導費 月 15,000円

発達相談費 1回60分 6,000円（30分の延長毎に3,000円追加）

面談費 1回60分 6,000円

発達検査費 1回 10,000円

※ 教材費・プリント料は別途

第8条（お支払い）

- 1、入会金・面談費・月謝・検査費は入会時にリード学習相談室に現金でお支払い下さい。
- 2、入会時以降の月謝、教材費・プリント料は、月末（27日）迄にリード学習相談室の指定の口座にお支払下さい。
- 3、お支払いを滞納された場合は、リード学習相談室より期限付きの催促をいたします。お支払いがなく期限が過ぎた場合は、会員資格を喪失します。

第9条（時間割の変更）

- 1、定められた時間割の変更は、個別指導に関して、担当者との相談の上、変更を認める場合があります。但し、当日の変更は認められません（指導者の都合で変更がある場合は、前もって連絡いたします）。
- 2、無断欠席や病欠の場合でも、月謝の翌月への繰り越し利用はできません。